

**がんばる事業者を
応援します**

市内で事業を営む中小企業の事業者が、経営・技術改善を通して、経営基盤・技術競争力などの強化を行う場合、改善に要した費用の一部を補助しています。

平成22年度には14の事業者にご活用いただき、629万7,854円の補助を行いました。

また、平成21年度補助利用事業所について、アンケート調査を行いました。詳細は、市公式ホームページでご覧ください。

なお、この事業は、平成23年度4月1日から内容が一部変わりましたので、ご注意ください。

※平成24年3月31日までに補助事業の完了が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。
問合せ先

市役所経営戦略グループ
☎5211111（内線228・229）

**私立幼稚園などの
授業料の補助**

市では、私立幼稚園や認定こども園の幼稚園機能に在籍する幼児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、入園料・授業料の補助

を行います。
※両方に該当する園児を有する場合は、補助額の多い方となります。両方の組み合わせはできませんので、ご注意ください。

申請方法

「授業料等減免措置に関する調書」（幼稚園などより配布）に必要事項を記入し、幼稚園などへ提出してください。

私立幼稚園等就園奨励費補助金

〈別表1〉

区	分	補助額		
		1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	年額 223,200円	年額 264,000円	年額 303,000円
②	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯および市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 193,200円	年額 249,000円	年額 303,000円
③	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	年額 109,200円	年額 207,000円	年額 303,000円
④	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	年額 46,800円	年額 175,000円	年額 303,000円

注 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

〈別表2〉

区	分	補助額	
		小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児および小学校1年生から3年生に兄・姉を2人有している園児(第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	年額 244,000円	年額 303,000円
②	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯および市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 222,000円	年額 303,000円
③	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	年額 159,000円	年額 303,000円
④	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	年額 111,000円	年額 303,000円

注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。

2 市民税額は、住宅借入金等特別税額控除前の額とする。

問合せ先

市役所こども育成グループ
☎5211111（内線316）

用紙がない場合は、こども育成グループに連絡してください。
※この補助は、私立幼稚園などの設置者を通して行います。

**まもなく
アナログテレビ放送が終了
地上デジタル放送に
移行します**

7月24日(日)、午前0時でアナログテレビ放送が終了し、地上デジタル放送（地デジ）へ移行します。

地デジに移行すると、アナログテレビではテレビ放送を見ることができなくなります。

地デジの相談・問い合わせなど詳細は、総務省地デジコールセンター（☎0570-070101、☎052-3008-3930）へご連絡ください。

また、総務省では、低所得者世帯への支援として、受信機器の支援を行っています。

NHK放送受信料全額免除世帯や、世帯員全員が市町村民税非課税の世帯に対して、地デジ対応の簡易チューナー（1台）の無償給付が実施されています。（申込期限7月24日(日)まで）

支援に関する問合せ先

総務省地デジチューナー支援実施センター
☎0570-03-3840
☎043-332-2525